

行方商業協同組合(旧 麻生町商業協同組合)発行の商品券について 重要なお知らせ

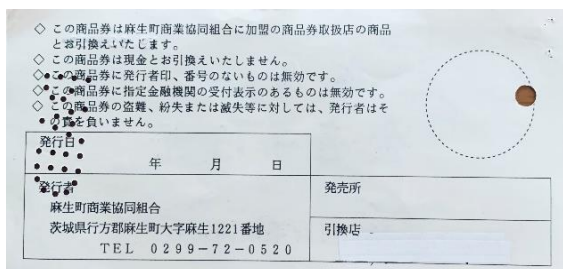
(表面)500円券



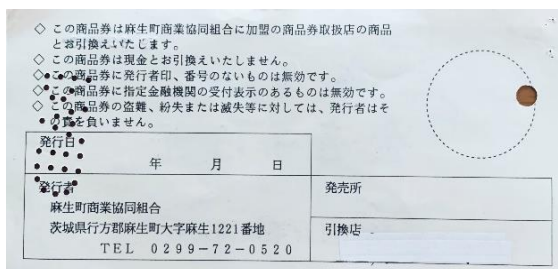
(表面)1,000円券



(裏面)500円券



(裏面)1,000円券



6月30日(水)をもちまして「麻生町商業協同組合」発行の商品券の利用を終了させていただきます。

7月1日(木) ~ 9月30日(木)

「麻生町商業協同組合」発行の商品券に係る払戻申出受付開始のお知らせ

この度、行方商業協同組合における「麻生町商業協同組合」発行の商品券のサービス終了にあたり資金決済に関する法律第20条第1項に基づき下記のとおり未使用残高をお客様に払戻いたしますので、期間内にお申し出ください。

記

- ◆対象◆ 「麻生町商業協同組合」発行の商品券 2種類
500円券・1000円券
- ◆申出期間◆ 令和3年7月1日(木)~令和3年9月30日(木)
午前9時~午後4時(土日祝祭日を除く)
※この期間内に申出が無い場合、当該払戻手続きから除斥されますのでご注意願います。
- ◆申込先◆ 行方商業協同組合 行方市麻生1221番地 電話0299(72)0102
- ◆申出方法◆ 「麻生町商業協同組合」発行の商品券と認印は必ずご持参し、
行方商業協同組合にて手続き下さい。
※「払戻申込書」は行方商業協同組合に用意しています。
- ◆払戻方法◆ 「払戻申込書」に記入された「麻生町商業協同組合」発行の商品券未使用額を
現金または指定口座へ口座振込にてお支払いします。
- ◆払戻を行う発行者◆ 行方商業協同組合
- ◆お問合せ◆ 行方商業協同組合 事務局 〒311-3832 行方市麻生1221
電話 0299(72)0102 (平日 午前9時~午後4時)